

随意契約結果及び契約の内容

物品等の名称及び数量	R 5 横浜国道横浜駅東口歩道橋昇降設備修繕
契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所長 宮本 久仁彦 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西町 13-2
契約締結日	令和5年5月26日
契約の相手方の 氏名及び住所	日本オーチス・エレベータ(株)神奈川支店 神奈川県横浜市中区日本大通 18
契約金額 (消費税及び 地方消費税含む)	¥3,168,000-
予定価格 (消費税及び 地方消費税含む)	¥4,356,000-
随意契約による こととした理由	<p>本修繕は、国道1号横浜市西区高島2丁目地先にある横浜駅東口横断歩道橋の昇降設備エレベータの駆動用ポンプを交換する作業を行うものである。</p> <p>対象のエレベータは、横浜駅東口に設置されていることから、利用者数が多く、高稼働な設備であり、仮に運行を停止した場合、利用者への負担や通行への支障が大きい設備である。</p> <p>これまでの定期点検でエレベータの駆動用ポンプから作動液が漏れる不具合が継続しており、現状のままエレベータを高稼働で継続使用した場合、駆動用ポンプから作動液が大量に漏れ出す危険性があるため早急な駆動用ポンプ及び部品類の交換が必要となっている。</p> <p>このため、上記業者は現在、当該エレベータの点検業務を受注している他、昇降設備の製造メーカーであり、設備の構造を十分熟知していることから早急な交換修繕が行える唯一の者である。</p> <p>よって、上記業者と随意契約を行うものである。</p>
備考	